

筑前町告示第 87 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 34 条第 2 項の規定により調査した結果、次の者は筑前町に住所を有しない者と認め、同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権消除したので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 26 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己



1. 職権消除された者

住 所 福岡県朝倉郡筑前町四三嶋 936 番地 2  
氏 名 竹内 康修  
生年月日 平成 3 年 4 月 20 日

2. 職権消除年月日

令和 8 年 6 月 26 日